

相続

2019年2月12日改定

区分	業務内容		業務報酬 (税別)
相談料	初回	2時間まで	無料
	2回目以降	1時間あたり (以下のサービスをご利用にならず、タイムチャージする場合)	10,000 円
試算サービス	基本報酬	お客さまから伺った内容に基づき相続税額を試算します。 (算定根拠となる資料の確認等は行いません。)	50,000 円 ~ 相続税申告報酬 (基本金額) の5%
	加算報酬 土地	概算 (1利用単位あたり)	30,000 円
	加算報酬 非上場株式	概算 (詳細な財産評価を行う場合は、相続税申告報酬に準じます。)	30,000 円 ~
対策案のご提案	基本報酬	遺産分割及び相続税額について、対策案を提案します。 (原則として、試算サービス後の業務となります。)	※ 試算サービスの報酬額に 以下の金額を加算します。 50,000 円 ~ 相続税申告報酬 (基本金額) の10%
	加算報酬	(下記「ご確認いただきたい事項」をご参照ください。)	別途ご相談
相続税申告 (税務代理、税務相談、 税書類の作成を含む。)	遺産総額による基本報酬	超 ~ 以下	
		~ 5千万円以下	250,000 円
		5千万円 ~ 7千5百万円	350,000 円
		7千5百万円 ~ 1億円	400,000 円
		1億円 ~ 1億5千万円	450,000 円
		1億5千万円 ~ 2億円	550,000 円
		2億円 ~ 2億5千万円	700,000 円
		2億5千万円 ~ 3億円	850,000 円
		3億円 ~ 4億円	1,000,000 円
		4億円 ~ 5億円	1,200,000 円
	5億円 ~ 7億円	1,500,000 円	
	7億円 ~ 10億円	2,000,000 円	
	10億円 ~	別途ご相談	
	加算報酬		
	相続人の数	4人目より1人あたり	50,000 円 ~ 基本報酬の10%相当額
	土地の評価	1 利用単位あたり	50,000 円 ~
	建物の評価	1 利用単位あたり	--- 円 ~
	非上場株式評価	1 社あたり	100,000 円 ~
	公社債等の評価	1評価単位あたり	10,000 円 ~
その他の財産の評価 (貸付金、ゴルフ会員権、生命保険の権利、商標権等、 家財等で、評価の必要な財産)	1評価単位あたり	30,000 円 ~	
遺産分割協議書作成		50,000 円 ~	
遺産分割協議が申告期限までにまとまらない場合の			
更正の請求	1人あたり	50,000 円 ~	
修正申告	1人あたり	50,000 円 ~	
延納申請		100,000 円 ~	
物納申請		150,000 円 ~	
準確定申告		50,000 円 ~	
調査の立会	半日/人 (事前準備、打ち合わせ、調査後の交渉業務を含みます。)	30,000 円	
ご契約から申告期限までが3カ月以内の場合		基本料金の20%相当額	

■ ご確認いただきたい事項

【共通事項】

- お話を十分伺ったうえで、上記の報酬計算テーブルを参考にお見積もりを提出し、ご説明をさせていただきます。
- 財産評価や権利関係が複雑な場合や、遺産の数や種類が多く調査及び評価に時間を要する場合等は、料金を加算させていただきます。
- 遺産分割協議において相続人間での争いがある場合には、料金を加算させていただく場合があります。
- 遺産分割案のシミュレーションが多岐にわたる場合には、料金を加算させていただく場合があります。
- 上記の遺産総額とは、負債控除前の全遺産の評価額の合計額で、小規模宅地の特例、農地等に係る納税猶予の特例、生命保険、退職金の非課税の規定、広大地評価等の各種評価減の適用前の金額とします。
- 以下の費用は上記報酬には含まれておりませんので、弊所又は依頼先から別途請求いたします。
 - ・首都圏以外でのお打ち合わせに要する旅費、交通費等の実費
 - ・戸籍謄本・除籍謄本などの取得実費
 - ・不動産の登記簿謄本、測量図等の取得実費
 - ・土地評価等のための現地調査に要する旅費、交通費等の実費
 - ・金融機関の残高証明書の取得代行報酬
 - ・不動産所有権移転登記に要する登録免許税 (不動産の価額の4/1000) 等、財産の名義変更に伴う税金、実費
 - ・弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬及びその実費
 - ・不動産鑑定評価を行う場合の鑑定報酬及びその実費
 - ・相続人ごとに個別にご説明等が必要な場合。
 - ・不動産仲介、不動産コンサルティングに要する費用
 - ・ファイナンシャルプランニングに要する費用
 - ・譲渡所得税、贈与税申告に要する報酬
 - ・法人設立及び運営に関する費用
- 申告や財産評価、お打ち合わせ等に必要資料等の収集及びご提供、ご説明が十分でない場合、最適な申告等が行えない場合や、申告等の業務を遂行できない場合があります。

【対策案のご提案について】

- 以下の場合等においては、報酬を加算させていただく場合があります。
 - ・検討及び実施が長期にわたる場合
 - ・ご提案が多岐にわたる場合
 - ・ご提案の実施に特別な検討が必要な場合

【相続税申告業務について】

- ご相続の発生後、相続税の申告業務が完了するまでの業務です。初回のご相談から、資料の確認、財産の評価、相続税試算、遺産分割案の策定及び相続税の申告等が含まれます。
- 試算サービスや対策案の提案業務を委託いただいた場合は、一定の割引がございます。
- ご契約時に10万円を申し受け、遺産総額の概算が算出された時点で、その遺産総額等から算出した報酬総額の半金 (契約時の10万円を含む) を、お約束した業務がすべて完了した時点で